

人権の射程と限界

——ハンナ・アーレントの思想に即して

長谷川陽子*

Abstract

The purpose of this presentation is to reexamine human rights. Human rights are defined as natural rights, but there are many people who are not guaranteed their rights. Because agencies of guarantee of human rights are actual national states, there are people who are partly guaranteed. This situation conflicts the concept of human right itself. But in Hannah Arendt's thought, human rights are necessary for living as "Existence", in so far as it is essential for human being. Are International laws adequate for efficient guarantee of human rights? In thinking about Arendt's concept of "publicity" with International and/or domestic law, this question becomes very critical. People who enter "publicity" are sometime concerned about their freedom, and sometime they forget that interests, drawing from "publicity". But when their awareness of their own rights increase, their rights come to function as human rights, and as the law of the community. This process means reconstructing human rights, in Arendt's thought. In this presentation, I will discuss the fundamental problems of human rights theory, taking constitutional problems in account.

Keywords: Human Rights, Hannah Arendt, Existence, Publicity, Natural Rights

* 鶴岡工業高等専門学校総合科学科助教。
Assistant Professor, Department of General Science, Tsuruoka National College of Technology.

1.はじめに

ハンナ・アーレントは、20世紀の政治理論家であり、第二次大戦時、ドイツからフランス、そしてアメリカへと亡命したユダヤ人女性である。アーレントの全体主義体制に対する省察は大変優れたものであり、現在でも世界中で注目を浴びる思想家の一人である。

アーレントの思想はその実存哲学をもって透徹されたものになると考えられる。アーレントはもともと神学を志し大学へ入ったが、マルティン・ハイデッガーとの出会いを通し哲学を深く学ぶようになった。そしてドイツの情勢の煽りを受け、政治学へとその関心をむけていった。その思想は、時代と環境によって移ろったものと受け取られる向きもあるが、アーレントの思想は、一貫して実存哲学を突きつめたものであると私は考え、研究を行ってきた。本論考では、その実存思想の根幹を成す部分と人権論とのかかわりを中心に扱うことにする。

2.ハンナ・アーレントの実存思想

アーレントの死後、80年代のアーレント研究までは、実存思想研究はさかんに行われていた。しかし、1986年のマーティン・ジェイの「ハンナ・アーレントの政治的実存主義」に代表されるように、アーレントの実存思想は政治的実存主義として捉えられることとなった。政治的実存主義とはすなわち全体主義を支える思想であり、1920年代のドイツ実存哲学の影響を受けているとの見解とも相俟って、アーレントの実存思想は全体主義を惹起する危険な思想という烙印を押された。これ以降、現在にいたるまで、アーレントの実存思想に正面から取り組む研究はほとんど行われなくなった。しかし、アーレントの実存思想は決して政治的実存主義と相容れるものではなく、むしろ鋭く全体主義を批判するものであり、個人の実存に拘り続けた実存思想にこそ、アーレントの思想における根幹がある。

現在まで、伝記を含め多くの二次文献が国の内外を問わず存在する。しかし、その思想の一貫性を説くものはほとんどない。ポール・リクールやマルティナー・レイボヴィッチなどは、かなりの段階までアーレントの思想を連続的に見ていながらも、『人間の条件』（1958）と『全体

主義の起源』(1951)との間に深い断絶を認めている。しかし実存という見地からすれば、この断絶は実際には存在せず、アーレントの思想の連続性を見出すことが可能である。

また、アーレントの1920年代から30年代にかけての初期著作群から、政治的公共性の創設の重要性と、実存思想における強い主張を見出すことができる。直接的にはマルティン・ハイデッガーとカール・ヤスパーズとの思想的影響下にあり、背景にニーチェ、キェルケゴールから連綿と続く実存思想の流れを受け継ぎ、それらを吸収しながらも、アーレントは独自の实存思想を打ち出したのである。アーレントの实存思想は、神と自己との孤独な対話のうちに現れるハイデッガー的なものでもなく、他者との閉じられたコミュニケーションのうちに超越者として姿を現すかもしれないというヤスパーズ的なものでもなかった。アーレントの实存思想は、超越的世界を拒絶して世俗世界に関わるものであり、現実の人間が体现すべきものであった。実存を全うすることが可能となつてこそ、真に人間は自身の生を営むことができると考えたのである。

このようにして成熟していった実存思想は、全体主義という圧倒的な暴力を前にして、改めて深い思索を要求されることになった。アーレントはより現実的に実存を考えるようになり、その実存を可能にする状態、つまりは個々人に人権の享受を可能にしている状態という、実存の生が可能となる前提条件それ自身が非常に危うい基盤の上に成立していることを痛感する。実存思想は全体主義の経験を経ることで、アーレントの中で人権との関係の問題を、更には権力／国家との関係の問題を、表面に引きずり出していったのである。

アーレントの实存思想は初期の著作において完成へと近づいていった。しかし、その一方で、1950年代以降の後期の著作ではこうした実存が具体的な人権として現実の人間に保障されることの困難と葛藤が描かれていく。アーレントの著作においてはこのような問題が、実存に即して論じられたり、権力や国家との関係における人権の問題として論じられたりしている。しかしこのような二つの論じ方は、実は実存という一つの問題に収斂している。ゆえに、アーレントが実存思想を現実の中で定着させるために人権概念の根底をあらためて明るみに出し、その再構築を試みたのではないかと考えられる。

現在、人権と呼ばれるものは、数多く存在する。しかし、その人権概念はフランス革命以来定義されたものだけにはとどまるものではない。日々拡大し肥大化している。アーレントにおける実存は、それを全うできなくては人間として生きていることにはならないという、各個人の生の根幹に直接関わるものである。現実の人権の候補として挙げられる権利の中には、アーレントの思想に即して言えば公的に扱うべきものではない社会的（経済的）な問題も含まれる。この問題をアーレントの厳格な公私の区分を反映させながら、実存とかかわらせて考えていくことは、今後の人権を考える上で、重要な作業になるであろう。

3. 人権思想の限界と展望

人権は天賦の権利と定義されながら、実際には、保障主体が現実の各国家であるがゆえに、部分的にしか人権が保障されない。難民や移民、無国籍者などといった人権が顕著な例である。アーレントは、こうした人権概念の矛盾を批判しながらも、人間が実存として生きることを不可欠なものとする限りは、人権はなくてはならないものだと考えた。現代においては、国際化が進み、このような人権の射程外にある人々の問題が大きく取り沙汰されている。人権が天賦のものでないとなれば、どのような形で保障されていくべきか、国家より上位の国際法の射程に持つていけば本当に人権は保障されるのか、これは国家法および国際法をアーレントの「公共性」概念と重ね合わせたときに生じる根源的な問題である。

アーレントは、共同体において人は人の数だけ多様性を有し、そして一人の人の内にも多様性を有すると考える。そして、永遠とも思える世界の中で生きる人間の命は、永遠ではないが故に、共同体の中で誰にも自身の存在を知られることなく埋もれて死ぬよりも、生きた証を残したいという衝動が人間の根源にあると解釈する。その衝動に突き動かされた生を全うすることが実存であり、自分の存在を世界に繋ぐたった一つの方法である。アーレントは、人間をつなぐ政治の中で、人権は、このような実存を可能にする枠組みであり、その実存の展開によって実効性を持っていくものなのだ、と考えるに至った。

また、このような形で実存と人権との関係を考える限り、この実存が既成の政治空間に癒合する政治的実存ではないことは明らかである。既成の一つの政治的実存（集合的実存）に、複数性を有する唯一の人間がそのまま全て乗ってしまうということは、公共性を安易に既成の政治体と同一視することでしかない。しかし、アーレントの実存の観点は、全体主義批判の観点であるだけでなく、すべての既成の政治的共同体を「実存と相互関係に立つ公共性」の概念によって吟味しようとする観点である。

人権を実存の前提と考えるとき、その人権の射程はこの地球上に生きる全ての人間に及ぶ。アーレントは人間存在の基礎は相互の差異性にあると考えるため、それぞれの人間が求める生のあり方は様々で同一ではないように見える。しかしながら、一人の人間に多様性を認める思想は、共同体の中で複数の人間が現実に生きるという状況にあつて、人が持つ多様性が重なりを持ちうることをも認める。そして、この重なりこそが人権の主張として共同体から生まれるという方向に今後の可能性を見出しているのである。

人と人が持つ差異の重なり合いによって産声を上げた人権が、公共空間を創出する。そして、より多くの人々の前に公共空間が現れることで、その全貌を見せ、同時に見られることになる。公共性に参加する人間は自由に関心を持ち、ときに関心を失い公共性を去ることもある。しかし、人々の関心を惹き、人々のうちでその権利への意識が高められた場合には、やがて、人権、すなわち共同体の法として機能するようになる。アーレントの思想においては、このようなプロセスを通じて人権概念が再構築されていくと考えられる。

現在、人権は各国家が保障するものに過ぎず、無国籍者や難民には保障されることはない。また国家によって人権の保障内容が異なるため、人権保障がなされているとされる国においても、国民に対して人権の蹂躪は行われうる。人権をあたかも公理であるかのように扱い、何の疑いを抱くこともなく、その公理から定理を導き出している。ここで重要なのは、天賦の権利とされる人権が、主権国家においてのみその国民に保障され、その埒外に置かれた人間には人権どころか何の権利も保障されないという、人権の概念自体が抱える矛盾に正面から向き合うことで

ある。

人権が抱える矛盾は現実社会において大きな問題となっている。現実に行われている人権侵害や直接の暴力に対しては、国際機関が安易に口を出せる問題ではなく、結局国家の枠組み内での人権保障においてその救済を期待することしかできない。その結果、より上位の国際法において、子どもの権利や女性の権利といった人権が保障されるべく条約の制定が行われているにもかかわらず、その保障の現実的効力は全ての国に行き届くような細かなものではなく、国家の保障に劣るものと言わざるを得ない。人権は、国際化が進む時代にあつてこそ、全ての人間に保障されなくてはならない権利であり、国際法に頼るという措置も過渡期には重要ではあるが、よりミクロな視野から人権概念を根本から考え直すことが必要とされていると考えられる。

このような状況は人権概念についての原理的思考を数百年もの間、放置してきたことに起因する。人権概念の再考は、現代の法哲学にこそ課せられた課題であり、社会全体に深く突き刺さる問題であると考えられる。人権はもはや国を超えて、世界規模での再考が求められている限界の時期に来ていると考えている。

国家を通して保障されるだけの人権では、現代において不十分であるどころか最低限の生存権の保障すら危うい。そうした状況下にあつてどのように人権が適用されて守られるべきか、人が自律的に考えて自身の生を守るあり方を今後の課題としたい。

実存は、アーレントの思想全体にわたって通底する基盤であると考えられる。アーレントにおける卓越主義思想は、従来考えられてきたような排他的貴族主義ではない。アリストテレスの唱える卓越とは異なり、他者との差異性におけるかけがえのない個性のあり方が実存のあり方であり、それぞれが世界の中で生きることを通して必然的に出てくる、何人も侵しがたい生のあり方である。このようなアーレント独自の实存思想を人権として考えることで、現代における人権概念の再考を法哲学領域において提起することが本論考の目的である。今後の人権理論の再考においては、法哲学・憲法学界にとどまらず、よりグローバルな射程を持ち、様々な領域で議論されうる問題となると考える。

4. おわりに

本論考によって、アーレントの思想研究における内在的理解の重要性を示すことができたと考えている。それは、本来アーレントがその著作で主張することを切望した意図を汲み取ることであり、アーレントの現実に即して完成された思想において、最も強い説得力を持って展開される理論を手にすることである。アーレントの政治的公共空間での「実存」思想を通して、改めて現代の人権問題と対峙することで、人権概念の再考と、その適用に寄与できると考える。

参考文献

- Hannah Arendt (1929) *Der Liebesbegriff bei Augustin*. Berlin: Verlag von Julius Springer, 1929./ *Der Liebesbegriff bei Augustin*. Berlin: Philo & Philo Arts GmbH, Zweit Auflage, 2005.
- Hannah Arendt (1930) Philosophie und Soziologie -Anlässlich Karl Mannheim, Ideologie und Utopie-. *Die Gesellschaft*. Berlin, 7.1930. (SS. 163-176.)
- Hannah Arendt (1932) “Sören Kierkegaard.” *Frankfurter Zeitung*, nos.75-76, 29 January 1932.
- Hannah Arendt (1933) *Rahel Varnhagen: The Life of a Jewess*. London: East and West Library, 1958. Hannah Arendt, *Rahel Varnhagen*. München: R. Piper & Co. Verlag, 1959.
- Hannah Arendt (1951) *The Origins of Totalitarianism*. New York: Harcourt, Brace & Co., 1951.
- Hannah Arendt (1958) *The Human Condition*. Chicago: University of Chicago Press, 1958.
- Hannah Arendt (1959) *The Promise of Politics*. The Library Trust of Hannah Arendt and Jerome Kohn. United States: Schocken Books, a division of Random House, Inc., 2005.
- Martin Jay (1986) *Permanent Exiles*. New York: Columbia University Press, 1986.
- Julia Kristeva (2001) *Hannah Arendt*, tr. by Ross Guberman, New York: Columbia University Press, 2001.